

本宮市上下水道施設管理等包括業務委託  
要求水準書および一般仕様書

令和8年6月

本宮市 建設部 上下水道課

# 目 次

<b>第1章 総則</b> .....	7
<b>第1項 事業概要</b> .....	7
1. 業務名称 .....	7
2. 業務の目的 .....	7
3. 業務の範囲 .....	7
4. 委託期間 .....	7
<b>第2項 本事業実施にあたっての留意事項</b> .....	7
1. 実施体制 .....	7
(1) 従事者の配置 .....	7
(2) 届出 .....	8
(3) 業務従事職員の証明及び服装 .....	8
2. 施設の使用 .....	8
3. 業務の再委託 .....	8
4. 受託事業者の責務 .....	8
5. 秘密の保持及び個人情報の保護 .....	9
6. 法令遵守 .....	9
7. 経費の負担区分 .....	9
(1) 原則として市が負担する経費 .....	9
(2) 事業者が負担する経費 .....	9
(3) 損害の補填 .....	10
8. 疑義の措置 .....	10
<b>第2章 水道事業に係る要求水準</b> .....	10
<b>第1項 水道施設等維持管理業務</b> .....	10
1. 基本的水準 .....	10
(1) 水質管理の要求水準 .....	10
(2) 浄水施設の施設概要 .....	10
2. 業務の範囲 .....	11
3. 業務の定義 .....	11
4. 維持管理業務内容 .....	12
(1) 施設清掃業務 .....	12
(2) 自家用電気工作物保安管理業務 .....	13
(3) 消防用設備点検業務 .....	13
(4) 施設内浄化槽維持管理業務 .....	14
5. 業務形態及び業務時間 .....	14
(1) 業務時間 .....	14

(2)勤務形態	14
(3)従事者の配置基準	14
(4)従事者の法定資格基準	14
6. 計画書及び報告書の提出	15
(1)業務計画書	15
(2)業務報告書	15
7. 維持管理委託施設名	15
(1)取水施設	15
(2)浄水施設	15
(3)送・配水施設	15
(4)その他	15
<b>第2項 薬品調達業務</b>	15
1. 購入する薬品及び実績に基づく購入予定数量	16
(1)水道用次亜塩素酸ナトリウム	16
(2)水道用ハイグレード次亜塩素酸ナトリウム	16
(3)水道用ポリ塩化アルミニウム(水道用塩基性塩化アルミニウム)	16
(4)粉末活性炭(50%ウエット炭)	17
2. 調達の方法	17
3. 品質証明	17
4. 保証責任	17
<b>第3項 施設修繕等業務</b>	17
1. 基本方針	17
2. 業務内容	18
(1)対象範囲	18
(2)修繕費用	18
(3)使用材料等	18
(4)実施手順	18
<b>第4項 水道管路の維持管理業務</b>	18
1. 管路維持管理業務要求水準	18
2. 減圧弁点検業務	18
3. 漏水調査に関する業務	18
(1)調査依頼	18
(2)計画漏水調査	19
4. 排水作業	19
5. 他事業工事に係る立会い	19
6. その他	19

<b>第5項 量水器検針業務</b>	19
1. 検針の取扱い	19
2. 再検針の実施	19
3. 検針の方法及び報告	19
4. 貸与機器	20
<b>第6項 量水器開閉栓業務</b>	20
1. 開閉栓業務の概要	20
(1) 業務日	20
(2) 業務時間	20
(3) 年間予定件数	20
2. 業務の連絡方法	21
3. 開閉栓の手順	21
(1) 開栓	21
(2) 閉栓	21
(3) 使用者変更に伴う検針	21
4. 特記事項	21
(1) 資料の貸与	21
(2) 業務上の留意事項	22
<b>第3章 下水道事業に係る要求水準</b>	22
<b>第1項 下水道施設等維持管理業務</b>	22
1. 基本的水準	22
(1) 流出水質の要求水準	22
2. 業務の範囲	22
3. 業務の定義	23
4. 維持管理業務内容	23
(1) 保守点検業務	23
(2) 保守点検基準	23
(3) 緊急時運転操作監視業務	23
(4) 定期点検業務	23
(5) 自家用電気工作物保安管理業務	23
(6) 消防設備点検業務	24
(7) 流域下水道関連施設の水質検査業務	24
(8) その他の業務	25
5. 従事者の基準	25
(1) 従事者の配置基準	25
(2) 従事者の法定資格基準	25

6. 計画書及び報告書の提出	25
(1) 業務計画書	25
(2) 業務報告書	25
7. 維持管理委託施設名	25
(1) 雨水施設	25
(2) 汚水施設	26
<b>第2項 施設修繕等業務</b>	26
1. 基本方針	26
2. 業務内容	27
(1) 対象範囲	27
(2) 修繕費用	27
(3) 使用材料等	27
(4) 実施手順	27
<b>第3項 下水道管路の維持管理業務</b>	27
1. 管路維持管理業務要求水準	27
(1) 巡回監視	27
(2) 緊急時点検	27
(3) 点検内容	27
2. 管路点検要求水準	27
<b>第4章 危機管理に係る要求水準</b>	28
1. 緊急連絡体制	28
2. マニュアルの整備	28
3. 緊急時の対応	29
(1) 水道施設における緊急対応	29
(2) 下水道施設における緊急対応	29
(3) 管路の緊急対応	29
<b>第5章 その他の業務に係る要求水準</b>	30
<b>第1項 施設改築更新計画策定及び管理業務</b>	30
1. 水道事業アセットマネジメント計画改定支援業務	30
(1) 業務概要	30
(2) 業務内容	30
2. 下水道事業ストックマネジメント計画改定支援業務	30
(1) 業務概要	30
(2) 業務内容	30
3. 施設更新に関する新技術の提案	31

<b>第2項 プロフィットシェアに関する要求水準</b>	31
1. 趣旨	31
2. 対象項目および基準値	31
3. 低減額の分配方法	31
<b>第3項 履行確認</b>	32
1. セルフモニタリング	32
2. 月例報告	32
3. 履行報告会	32
<b>第4項 既存施設等の確認</b>	32
1. 事業開始に伴う既存施設等の確認	32
(1) 準備	32
(2) 確認	32
(3) 確認結果及び保管	32
2. 契約期間満了に伴う既存施設等の確認	32
(1) 準備	32
(2) 確認	33
(3) 確認結果及び保管	33
3. 契約解除に伴う既存施設等の確認	33
(1) 準備	33
(2) 確認	33
(3) 確認結果及び保管	33
<b>第6章 契約終了時の措置</b>	33
<b>第1項 技術移転業務</b>	33
1. 業務引継書の作成	33
2. 業務引継書の内容	33
<b>第2項 業務引継期間</b>	33
1. 契約期間満了に伴う業務引継	33
2. 契約解除に伴う業務引継	34
<b>添付資料</b>	
1. 発注者と受注者のリスク・責任等の負担	
2. 水道施設位置図	
3. 下水道施設位置図	
4. 参考図書	
(1) 本宮市水道ビジョン・経営戦略【令和6年度改訂版】(本宮市 HP 公表済)	
(2) 本宮市公共下水道事業経営戦略【令和6年度改訂版】(本宮市 HP 公表済)	
(3) 令和8年度本宮市水質検査計画(本宮市 HP 公表済)	

# 第1章 総則

## 第1項 事業概要

### 1. 業務名称

「本宮市上下水道施設管理等包括業務委託」

### 2. 業務の目的

本業務は、本宮市(以下「発注者」という。)が実施する水道事業施設及び下水道事業施設(以下、「本件施設」という。)について、国が推進する管理・更新一体マネジメント方式によるウォーターPPPの枠組みに沿って包括的民間委託を実施することにより、発注者と民間受託事業者(以下「受注者」という。)との連携により、より効率的な事業運営と市民サービスの向上を目指すとともに、受注者による創意工夫や経験、ノウハウ等を活用し、専門的な技術と知識を継承し、将来にわたり安定的に上下水道事業を継続することを目的とする。

### 3. 業務の範囲

業務の範囲は、安心・安全・安定的に上下水道事業を運営することを最重要事項とするため、本要求水準書および一般仕様書(以下「本書」という。)に基づき、業務を誠実に履行することとする。なお、委託期間中において、受注者の技術革新や創意工夫により同等以上の改善提案があった場合には、積極的に取り入れるよう発注者受注者間で協議するものとする。

### 4. 委託期間

本事業の委託期間は令和9年4月1日から令和19年3月31日までの10年間とする。

## 第2項 本事業実施にあたっての留意事項

### 1. 実施体制

#### (1)従事者の配置

本事業は、水道施設関連業務・下水道施設関連業務の包括的な委託であり、受注者は、自ら実施する業務と再委託する業務について、本書及び添付資料を参照のうえ、それぞれ業務履行に必要な経験豊富な有資格者及び人員を配置し、安心・安全・安定的に上下水道事業を運営できる体制を確立すること。

なお、①～⑦の兼務は妨げるものではないが、他の事業所等の業務に従事する場合は発注者の承認を得ること。

番号	配置する者	配置要件
①	統括責任者	業務全般の管理が出来る者を配置すること
②	運転責任者または主任技術者	水道施設等維持管理業務については、水道施設管理技士(浄水2級以上)を有する者を配置すること 下水道施設等維持管理業務については、下水道管理技術認定(処理施設)を有する者を配置すること 各業務の現場総括の職務にあたり指示・監督を行える者を配置すること
③	副運転責任者または副主任技術者	運転責任者または主任技術者の補佐及び代行が出来る、水道施設等維持管理業務については、水道施設管理技士(浄水3級以上)を有する者、またはこれと同等の技術を有し、かつ各業務の責任者としての的確な判断が出来る者を配置すること

④	主任	各業務の責任者で、業務の専門職として主体的業務を行える者を配置すること
⑤	技術員	基礎的な技術を有し、運転監視、保守点検等の業務を遂行できる者を配置すること
⑥	技能員	運転監視、保守点検等の業務について必要とされる技能を伴った補助業務を行える者を配置すること
⑦	事務員	事務業務を行える者を配置すること

## (2)届出

- ①受注者は、本業務に従事する者を届け出なければならない。なお、届け出の記載内容については発注者受注者間の協議により決定することとする。
- ②本業務に従事する者に変更が生じた場合も同様とする。
- ③従事者が所持しなければならない資格については、各項目によるものとする。

## (3)業務従事職員の証明及び服装

本業務に従事する者は、発注者が発行する業務従事者証を常に携帯し、提示を求められた場合すみやかに掲示し、身分を明らかにしなければならない。

また、本業務に従事する者の服装については、それぞれの業務区分に応じた統一感のある服装とすること。なお、この服装については発注者受注者間の協議により決定することとし、要する費用は受注者の負担とする。

## 2. 施設の使用

受注者は本件施設について、本委託業務に使用する場合無償で使用することができる。この場合において協定及び契約等の手続きは不要とする。

受注者は本件施設について、大規模な増改築、改装及び改造は行わないこととし、常に善良な注意のもと最良の状態に保持すること。また、簡易な改装または改造を行う場合には、発注者の了解を得るとともに、履行期間終了時の原状回復について発注者と協議し定めること。

契約解除に伴う原状回復措置についても同様とする。

## 3. 業務の再委託

受注者は、本事業を実施するにあたり、委託業務の全部を一括して、または主たる部分を第三者に委任、または請け負わせてはならない。主たる部分とは第2章水道事業に係る要求水準第1項水道施設等維持管理業務の2業務の範囲の①水道施設等の運転、操作及び監視業務②水道施設等の保守及び点検業務、第3章下水道事業に係る要求水準第1項下水道施設等維持管理業務の2業務の範囲の①下水道施設等の運転、操作及び監視業務②下水道施設等の保守及び点検業務を指す。

受注者は、受託業務の作業の一部を第三者に委任または請け負わせる場合は、事前に再委託承認願を発注者に提出し、承認を受けた後でなければ行ってはならない。ただし、緊急を要する場合、又は、臨時的な作業でかつ簡易な受託作業内容は、事後報告とすることができる。

## 4. 受託事業者の責務

受注者は、本業務に従事する者に対し作業の安全確保と安全教育、保健衛生管理、技術研修、資格取得を含む資質能力の向上、並びに良好な作業環境の整備及び労務管理に万全を期し、従事者の生活基盤を安定させると共に、地域住民の一員として地域に融和できるよう細心の注意と十分な指導を行なうこと。また、市内からの雇用について積極的に配慮すること。

受注者は本業務を実施するにあたり、地元企業や本市消防団への協力など、地域貢献に寄与すること。発注者が行う施設見学に対しては業務に支障がない範囲で協力すること。

また、受託業務の作業の一部を委任または請け負わせる場合は、積極的に市内事業者へ配慮を行うこと。

## 5. 秘密の保持及び個人情報の保護

- ①受注者は、本事業実施の際に知り得た業務上の情報等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報保護の重要性を認識し、「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)を遵守し、この事業実施にあたり知ることのできた他人の情報を漏らしてはならない。事業終了後も同様である。
- ②受注者は、本業務の実施にあたっては、「本宮市情報セキュリティ基本方針」(平成 19 年 1 月 1 日訓令第 13 号)及び「本宮市情報セキュリティ対策基準」(平成 19 年 1 月 1 日訓令第 75 号)を遵守し、必要な情報セキュリティ対策をとること。
- ③本業務の従事者が、証人等として職務上知り得た情報等を外部に発表する場合は、事前に発注者の許可を受けるものとする。
- ④前項の規定に違反し、発注者に損害を与えた場合は、受注者がその責を負うものとする。
- ⑤受託業務の従事者が次に定める行為を行った場合は、業務に従事することができないものとする。
  - 一 発注者及び受注者の信用を傷つけたとき。
  - 二 発注者及び受注者の不名誉となる行為を行ったとき。
  - 三 公序良俗に反する行為があったとき。

## 6. 法令遵守

受注者は、本事業を実施するにあたり、「本宮市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例」(平成 19 年 1 月 1 日条例第 183 号)、本宮市水道事業給水条例(平成 19 年 1 月 1 日条例第 186 号)(以下「給水条例」という。)をはじめとする市関係例規、及び関係法令として、水道法、下水道法、環境基本法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法、労働安全衛生法、建築基準法、電気事業法、消防法およびその他関係法令等を遵守しなければならない。

但し、法令以外の基準、規定の内容の取扱いについては、必要に応じ発注者受注者間において協議を行う。

## 7. 経費の負担区分

委託業務に要する経費の負担区分は、次のとおりとする。

### (1) 原則として発注者が負担する経費

- ①光熱水費(電気代・動力費)
- ②協議により決定した一般汎用品以外の修理用材料、備消耗品及び特殊工具
- ③燃料費(自家発電機用、緊急給水車用)

### (2) 受注者が負担する経費

- ①連絡用自動車、自転車、電話機、事務用机類、事務用椅子類、書庫類、黒板類、複写機、乙が設置する事務通信機器等、被服類、下足箱、傘立、掃除具収納庫、写真機、ロッカー類、茶器類、寝具類、洗濯機、履物類、点検整備及び小修理に用いる工具類並びに測定器具類等
- ②薬品費(本業務の履行に必要な全ての薬品及び試薬)
- ③燃料費(暖房用灯油、その他(1)③を除き本件業務に必要な燃料)
- ④整備用品(清掃用具、ウェス、洗浄油類)
- ⑤潤滑油類費(補充及び交換用のオイル、グリース、Vベルト等)
- ⑥塗装費(補修用塗料)

- ⑦補修用材料及び器具(圧力計・給水電磁弁・マグネットスイッチ・ブレードホース・水質測定器等計器類及びボルト、ナット、パッキン、ヒューズ、ランプ等一般汎用品とし詳細は協議により決定する)
- ⑧ポータブル水質検査用機器及び試薬
- ⑨記録用紙類
- ⑩衛生用品(石鹼、消毒薬、救急用薬品)
- ⑪その他日用品
- ⑫事務用品等

**(3) 損害の補填**

受注者の責務に帰することのできない外的要件によるものを除き、受注者の責めに帰する損害については、その損害額の全額を補填するものとする。

**8. 疑義の措置**

本書に定める予定数量の増減や、物価の変動に基づく請負代金の変更、本書に定めのない事項及びその他の事項に関する疑義については、必要に応じ発注者受注者間で協議のうえ定めるものとする。

## 第2章 水道事業に係る要求水準

### 第1項 水道施設等維持管理業務

#### 1. 基本的水準

受注者は自らのノウハウを最大限活用して、発注者が所有する水道施設の運転管理及び維持管理を、年間を通じて24時間適切かつ効率的に行い、良質かつ安全で、常時安定した水道水を供給するほか、現行の業務水準を維持することはもとより、その向上を図るものとする。

また、業務期間終了時、全ての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し、著しい損傷がない状態で、発注者へ引渡しが行えるよう関係法令等を遵守し、適切な維持管理を行うこと。

#### (1) 水質管理の要求水準

原水水質の変化に対応するため浄水処理工程における水質管理を徹底し、必要に応じてジャーテストを実施するなど最適な薬品注入を行い、水質の向上に努めること。

水質に関する要求水準は以下のとおりとする。

項 目	水 準
各浄水場ろ過水濁度	0.1度未満
各浄水場出口遊離残留塩素濃度	0.2mg/リットル～0.8mg/リットル

#### (2) 浄水場の施設概要

配水状況により取水量・送水量を調整し、各配水場間の送・受水量の調整を行い、安定した配水量を確保・供給すること。

施 設 名	施設能力(m <sup>3</sup> /日)
立石山浄水場	17,900
小山浄水場	6,000
平田石浄水場	2,000

(参考) 水量の実績値

過年度実績値

年 度	年間総配水量 (m <sup>3</sup> /年)	一日最大配水量 (m <sup>3</sup> /日)
令和2年度	5,372,023	18,483
令和3年度	5,595,862	19,302
令和4年度	5,419,113	18,596
令和5年度	5,693,982	20,022
令和6年度	5,915,745	21,120

## 2. 業務の範囲

水道施設等における維持管理業務の範囲は、次に定めるものとする。

(1) 水道施設等の運転、操作及び監視業務

(2) 水道施設等の保守及び点検業務

① 日常点検

② 定期点検

③ 臨時点検

(3) 水道施設等の水質試験業務

(4) 水道施設等の清掃業務

(5) 水道施設等の記録業務及び環境整備等その他の業務

水道法第39条第1項に基づいて水道事業認可権者による立入検査が実施される場合には、事前の自己点検、関係書類の準備等、円滑に検査が実施されるよう受検対応について協力すること。

(6) 自家用電気工作物の保安管理業務

(7) 消防用設備の維持管理業務

(8) 施設内浄化槽の維持管理業務

(9) 浄水処理用薬品調達業務

(10) 水道施設等の一定の故障修理

(11) 水道管路の維持管理

(12) 水道量水器検針業務

(13) 水道量水器の開栓・閉栓業務

## 3. 業務の定義

本書における業務の定義は、次のとおりとする。

(1) 水道施設等とは、7の維持管理委託施設名に示す施設及びこれらに関する取付道路等の水道用地並びに排水処理施設をいう。

(2) 運転、操作及び監視業務とは、水道施設等における現場の運転、操作及び監視を24時間体制で行うことをいう。

監視業務には五百川及び石筵川等水源地域の水質監視業務を含むものとする。

(3) 保守及び点検業務とは、水道施設等における機器等の正常な運転を確保するために行う日常点検、定期点検、臨時点検及び一定の故障修理をいう。

① 日常点検とは、運転状態の機器及び設備について、異常の有無、徴候を発見するために原則として毎日行う点検で、主に目視、触感、確認、調整及び記録の作業をいう。

② 定期点検とは、機器の損傷、腐食及び摩耗状況を把握し、修理、修繕等の保全計画を立てる

ため1週間、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年等の期間を定めて行う点検で、主に測定、調整、分解掃除及び記録等の作業をいう。

③ 臨時点検とは、日常及び定期点検以外に行う臨時的な点検及び記録等の作業であり、故障警報等設備の異常に対して状況を確認するためのものである。

また、天災等で発生したモニタリング測定、記録の管理を含むものである。

④ 一定の故障修理とは、特殊機器及び専門的技術を必要としない部品の交換を言う。

また修理用材料を支給した場合の簡易な修繕工事を含むものとする。

(4) 水質試験業務とは、発注者が水道法第20条第1項の規定に基づき他の関係機関等に委託して行う定期及び臨時の水質試験のうち次に掲げる項目の業務をいう。

① 水温、濁度、電導度、PH、アルカリ度、残留塩素及び臭味

② 生物監視

③ 他の関係機関等に委託して行う定期及び臨時の水質試験における採水立会い等の補助業務

(5) 清掃業務とは、第1項の7に示す維持管理委託施設のうち屋内・屋外において発生する全ての清掃作業(除草を含む)及び水道施設等に係る備品、材料等の整理をいう。

(6) 記録作業及びその他の事務とは、第2条に規定する委託業務に係る全ての運転記録の整理保管及び各種報告書の作成整理をいう。

(7) 自家用電気工作物保安管理委託業務(令和9年7月まで)及び水質試験における採水等の立会い業務は、予め日程・場所等を計画表にて受注者へ通知するものとする。

(8) 各浄水場及び監視所は、侵入者検知の出来る機械警備を導入設置し行うものとする。

#### 4. 維持管理業務内容

##### (1) 施設清掃業務

① 立石山浄水場(浄水池・RC) 377m<sup>3</sup>×2池・1回/年

② 立石山浄水場(配水池・PC) 2,940m<sup>3</sup>×1池・1回/年

③ 立石山浄水場(配水池・SUS) 750m<sup>3</sup>×2池・1回/年

④ 小山浄水場(配水池・RC) 1,500m<sup>3</sup>×2池・1回/年

⑤ 片面山配水場(配水池・RC) 1,500m<sup>3</sup>×2池・1回/年

⑥ 井戸上配水場(配水池・RC) 210m<sup>3</sup>×2池・1回/年

⑦ 根岸ポンプ場(受水槽・RC) 84m<sup>3</sup>×1池・1回/年

⑧ 上関下取水場(取水口・RC) 1回/年

⑨ 西ノ池取水場(ポンプ井・RC) φ2.0m・1回/年

⑩ 河原取水場(井戸・RC・揚水管洗浄を含む) φ4.4m・1回/年

⑪ 上河原取水場(井戸・RC・揚水管洗浄を含む) φ4.4m・1回/年

⑫ 東禅寺浄水場ポンプ施設(浄水池・RC) 46m<sup>3</sup>×2池・1回/年

⑬ 平田石浄水場(沈澱池・RC) 傾斜管式2池・1回/年

⑭ 平田石浄水場(浄水池・RC) 108m<sup>3</sup>×2池・1回/年

⑮ 平田石第4水源(井戸・RC) φ4.4m・1回/年

⑯ 堂平配水場(配水池・PC) 285m<sup>3</sup>×2池・1回/年

⑰ 梶内配水場(配水池・PC) 570m<sup>3</sup>×2池・1回/年

⑱ 梶内配水場(配水池・RC) 205m<sup>3</sup>×2池・1回/年

⑲ 五味内配水場(配水池・PC) 540m<sup>3</sup>×2池・1回/年

- ⑩五味内配水場(配水池・RC)171m<sup>3</sup>×2池・1回/年
- ⑪白旗配水場(配水池・RC)78m<sup>3</sup>×2池・1回/年
- ⑫白旗ポンプ場(受水槽・RC)6m<sup>3</sup>×1池・1回/年
- ⑬高松配水場(配水池・SUS)250m<sup>3</sup>×2池・1回/年

**(2) 自家用電気工作物保安管理業務**

「みなし設置者として」電気事業法第39条第1項(電気工作物の技術基準適合維持)の義務を果たすこと。なお、従来の水道施設の自家用電気工作物に係る保安管理業務は以下のとおりである。

- ①定期的に行う点検の周期は、次のとおりとし、巡視点検、測定及び試験の結果、経済産業省令に定める技術基準の規定に適合しない事項があるときは、必要な指導、助言を行う。
  - A 月次点検:需要設備 各事業所の保安規程に定める頻度
  - B 年次点検:1年1回
  - C 臨時点検:必要の都度
- ②電気工作物の事故発生の場合は、応急措置等を指導するとともに、事故原因の究明に協力し、再発防止につき、とるべき措置を指導、助言し、必要に応じ臨時点検を行い、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きの指導を行う。
- ③電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会いを行う。
- ④対象施設及び需要設備一覧

番号	名称	需要設備容量 電圧	予備発電 装置容量	需要設備 点検
1	立石山浄水場	450KVA 6,600V	300KVA	1ヶ月に1回
2	上関下取水場	300KVA 6,600V		2ヶ月に1回
3	河原取水場	200KVA 6,600V		2ヶ月に1回
4	小山浄水場	100KVA 6,600V	55KVA	2ヶ月に1回
5	上河原取水場	37KVA 100/200V		2ヶ月に1回
6	東禅寺浄水場	150KVA 6,600V	180KVA	1ヶ月に1回
7	平田石浄水場	220KVA 6,600V	180KVA	1ヶ月に1回
8	みずきが丘ポンプ場	33KVA 100/200V	130KVA	2ヶ月に1回
9	五味内配水場	19KVA 100/200V	104KVA	2ヶ月に1回

- ⑤委託期間は令和9年8月1日からとする。それまでの間は別途委託しているので、立会い業務とする。

**(3) 消防用設備点検業務**

立石山浄水場、小山浄水場に設置されている消防用設備について、消防法第17条の3の3に規定による点検を行い、その結果について所定の様式に従って報告すること。

#### (4) 施設内浄化槽維持管理業務

以下の施設に設置されている浄化槽について、浄化槽法に基づく浄化槽の維持管理、保守点検を行うこと。

施設名称・場所	仕 様
立石山浄水場	小型嫌気接触(合併)7人槽 フジクリーン CA-7 (2.117 m <sup>3</sup> )
小山浄水場	小型嫌気接触(合併)6人槽 ダイキ (3.548 m <sup>3</sup> )
平田石浄水場	単独分離接触バッキ5人槽 サワー (1.168 m <sup>3</sup> )

### 5. 業務形態及び業務時間

#### (1) 業務時間

24時間体制で浄水場の運転及び施設設備の維持管理を行うこと。

#### (2) 勤務形態

従事者が過度の労働とならないよう配慮し、業務が適切に行える体制を整えること。

#### (3) 従事者の配置基準

- ①同規模水道事業体での勤務年数が通算で概ね10年以上の者を1名以上配置すること。
- ②同規模水道事業体での勤務年数が通算で概ね5年以上の者を1名以上配置すること。
- ③同規模水道事業体での勤務年数が通算で概ね3年以上の者を3名以上配置すること。
- ④作業班単位に、①～③に該当する者を最低1名勤務させること。
- ⑤一時的に配置基準を満たさない状況となる場合には発注者受注者間で協議する。

#### (4) 従事者の法定資格基準

資格名称	関係法規	備考
受託水道業務管理技術者	水道法 同施行令 同施行規則	必須
電気主任技術者	電気事業法 同施行規則	希望資格
電気工事士	電気工事士法	希望資格
消防設備士	消防法 同施行令 同施行規則	希望資格
危険物取扱者	消防法 危険物の規制に関する政令 同規則	希望資格
産業廃棄物中間処理施設技術管理者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同施行令 同厚生省令	必須
作業環境測定士	労働安全衛生法 同施行令 作業環境測定法 特定化学物質等障害予防規則 有機溶剤中毒予防規則	希望資格
水道施設管理技士 (浄水施設1級又は2級)	水道施設管理技士資格認定・登録要綱	希望資格※
水道施設管理技士 (配水施設1級又は2級)	水道施設管理技士資格認定・登録要綱	希望資格※
技術士 (上下水道部門)	技術士法	希望資格※
環境計量士	計量法	希望資格※

上記のうち、※印のある資格者については、社内に在籍し相談・助言・指導ができる体制であれば、現場配置でなくてもよい。

## 6. 計画書及び報告書の提出

### (1) 業務計画書

受注者は、事前に1年毎の受託業務実施計画書を提出し、発注者の承認を受けた上で業務を実施すること。受託業務実施計画書に記載する内容については、以下のとおりとする。

- ①業務組織表
- ②緊急連絡・応援体制表
- ③年間業務計画表
- ④施設運転計画表
- ⑤主要監視・管理項目フロー
- ⑥機械設備点検基準表
- ⑦電気設備点検基準表
- ⑧消防用設備点検基準表
- ⑨水質検査項目表
- ⑩水質検査年間計画表
- ⑪水質検査基準表
- ⑫その他、業務履行に必要な項目

業務実施計画書はA4版にまとめ提出のこと。

### (2) 業務報告書

受注者は、当該月の業務履行状況を翌月の7日までにA4版にまとめ発注者に提出すること。その他の報告の頻度や提出方法については発注者受注者間の協議により決定するものとする。

## 7. 維持管理委託施設名

### (1) 取水施設〔13箇所〕

日影沢取水堰・上関下取水場・西ノ池取水場・立石取水場・河原取水場・上河原取水場  
・矢沢取水場・五味内水源・柳内水源・平田石第1水源・平田石第2水源・平田石第3水源  
・平田石第4水源

### (2) 浄水施設〔3箇所〕

立石山浄水場・小山浄水場・平田石浄水場(各排水処理施設を含む)

### (3) 送・配水施設

#### ① 配水場〔9箇所〕

立石山配水場・小山配水場・片面山配水場・井戸上配水場・五味内配水場・梶内配水場  
・堂平配水場・白旗配水場・高松配水場

#### ② ポンプ場〔7箇所〕

小山増圧ポンプ室・みずきが丘ポンプ場・根岸ポンプ場・清水前ポンプ場  
・作田台増圧ポンプ場・五味内ポンプ室・白旗ポンプ場・東禅寺浄水場ポンプ施設

#### ③ 送水管路・配水管路・本宮市が管理する給水管

### (4) その他

青田原水路・緊急給水車(2台)・白沢水道監視所・減圧井(1箇所)・減圧弁(15箇所)  
・水源水質保全に必要な河川等

## 第2項 薬品調達業務

この項目は、浄水処理用の薬品調達業務についてその仕様を定めるものである。

## 1. 購入する薬品及び実績に基づく購入予定数量

以下は、現在の仕様及び使用量を示している。

### (1) 水道用次亜塩素酸ナトリウム

#### ①薬品の仕様

日本水道協会規格JWWA-K-120:2008に適合すること。

水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令(平成19年11月14日付厚生労働省令第137号)の第1条第1項第16号、別表第1の基準に適合すること。

項目	JWWAK120
有効塩素 %	12.0以上
外観	淡黄色の透明な液体
密度(比重) (20℃)	1.16以下
遊離アルカリ %	2.0以下
臭素酸 mg/kg	100以下
塩素酸 mg/kg	10,000以下
塩化ナトリウム %	4.0以下

#### ②納入場所及び購入予定数量

[1] 立石山浄水場及び小山浄水場 約 60,000kg/年(1回納入ロット:約 2,000kg)

[2] 平田石浄水場 約 5,000kg/年(1回納入ロット:約 1,000kg)

計 65,000kg/年

### (2) 水道用ハイグレード次亜塩素酸ナトリウム

#### ①薬品の仕様

日本水道協会規格JWWA-K-120:2008に適合すること。

水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令(平成19年11月14日付厚生労働省令第137号)の第1条第1項第16号、別表第1の基準に適合すること。

項目	JWWAK120
有効塩素 %	12.0以上
外観	淡黄色の透明な液体
密度(比重) (20℃)	1.16以下
遊離アルカリ %	2.0以下
臭素酸 mg/kg	10以下
塩素酸 mg/kg	2,000以下
塩化ナトリウム %	2.0以下

#### ② 納入場所及び購入予定数量

東禅寺浄水場 約 1,000kg/年(1回納入ロット:約 1,000kg)

計 1,000kg/年

### (3) 水道用ポリ塩化アルミニウム(水道用塩基性塩化アルミニウム)

#### ①薬品の仕様

日本水道協会規格JWWA-K-154に適合すること。

水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令(平成16年1月26日付厚生労働省令第5号)に適合すること。

項 目	規 格
外観	無色～黄味がかった薄い褐色の透明な液体
比重(20℃)	1.19以上
酸化アルミニウム(Al <sub>2</sub> O <sub>3</sub> )wt%	10.0 ～ 11.0
塩基度 wt%	高塩基度60以上
PH値 約 20℃ (10g/L溶液)	3.5 ～ 5.0
硫酸イオン(SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup> ) wt%	3.5以下
凝集性能(上澄水の濁度の最低値) 度	1以下

②納入場所及び購入予定数量

- [1]立石山浄水場及び小山浄水場 約 110,000kg/年(1回納入ロット:約 10,000kg)  
 [2]平田石浄水場 約 28,000kg/年(1回納入ロット:約 2,800kg)  
 計 138,000kg/年

(4)粉末活性炭(50%ウェット炭)

①薬品の仕様

日本水道協会規格 JWWA-K-113に適合すること。

水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令(平成16年1月26日付厚生労働省令第5号)に適合すること。

②納入場所及び購入予定数量

- [1]立石山浄水場 約 28,080kg/年(360kgフレコンパック:1回あたり3袋程度)  
 計 28,080kg/年

2. 調達の方法

受注者は責任を持って上記薬品を調達するとともに、保管には細心の注意を払い、概ね3週間間隔で納入できるよう調整するものとする。

3. 品質証明

受注者は、所定の場所に薬品を納入したときは、直ちに品質試験成績書及び計量証明書を提出しなければならない。

4. 保証責任

受注者は、上記薬品が仕様書の規格外となった場合は、責任をもって引取り、かつ取替えをし、また補充をしなければならない。また、納入後1年間受注者の責めに帰すべき事由による契約条件との相違または引渡し前の原因によって生じた薬品の品質不良、変質その他の瑕疵につき補填の責めに任じるものとする。

第3項 施設修繕等業務

この項目は、施設修繕等業務委託についてその仕様を定めるものである。

1. 基本方針

対象施設及び設備について、劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を、原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させるために、業務内容に示す条件の中で、突発的な破損や故障等に対応する修理、交換、分解整備、調整等を行うものとする。

ただし、受注者の責により施設の損傷や故障があった場合の修繕は、修繕業務の対象外とし、受注者の責により機能回復を行うものとする。

## 2. 業務内容

### (1) 対象範囲

- ① 建築・土木構造物、建築付帯設備等の破損、故障に対応する修繕
- ② 機械、電気、計装設備の故障に対応する修繕
- ③ 本業務の対象である管路の破損、故障に対応する修繕
- ④ 故障等が発生した場合の事後保全的対応だけでなく、重大な故障等を未然に防ぐための対象施設への予防保全的措置として有効と考えられる場合の初期対応または緊急対応

### (2) 修繕費用

1件当たり消費税および地方消費税に相当する金額を含め100万円以内とし、年間500万円までとし、これを超える場合は発注者受注者間の協議による。なお、執行状況により変更の対象とする。

### (3) 使用材料等

修繕に使用する材料等は、性能等が原状と同等以上のものを使用すること。

### (4) 実施手順

対象施設や設備の破損や故障、不具合を確認し修繕が必要と判断した場合、修繕費の見積金額を取得し、修繕費に応じて以下の対応を行うものとする。

- ① 1件あたりの修繕費が100万円(税込)以内かつ修繕費の総額累計金額を満たす場合は、発注者と協議した後、修繕を実施するものとする。
- ② 1件あたりの修繕費が100万円(税込)を超える場合、別途協議し決定することとする。
- ③ 修繕実施後の履歴を整理し、発注者に報告すること。
- ④ 実施内容的確性が説明できるデータを収集・整理し、常備すること。

## 第4項 水道管路の維持管理業務

### 1. 管路維持管理業務要求水準

管路、消火栓・空気弁等の付属施設について、適宜巡回監視を実施し、その機能を良好に保つよう維持管理を行うこと。

巡回監視の頻度は、幹線管路について半年に1回の頻度とし、その他の管路については、点検者の判断により実施すること。

幹線管路とは以下に示す8.5kmとする。

- ① 基幹管路(φ200以上) L=44.6km
- ② 導水管 L=5.5km
- ③ 送水管 L=9.0km
- ④ 配水支管(φ200未満)で重要施設までの管路 L=23.4km

水質については、各配水区における管末における遊離残留塩素濃度を0.2mg/l以上を保つこと。また、測定の頻度は月1回以上とする。

### 2. 減圧弁点検業務

減圧弁15箇所について、年2回の精密点検を行うこと。また、減圧弁1箇所について適切な機能保持を図ること。

### 3. 漏水調査に関する業務

#### (1) 調査依頼

発注者または水道需要者等からの漏水に関する相談・調査依頼等について、確認調査が必要と判断した場合は現地調査を実施し、調査結果に基づいて適切に対応すること。

## (2) 計画漏水調査

国土交通省による「DX を用いた漏水調査等のスクリーニング技術についての導入の手引き」に掲載されている、クラウド型 IoT 遠隔漏水監視システム(リーツネックセルラーLNC-C)等による計画漏水調査を実施すること。漏水センサーの設置やアプリ上で閲覧できるシステム一式を含む。作業量は通年、箇所は10箇所とする。設置箇所等は発注者と協議の上決定する。

## 4. 排水作業

漏水修理工事、他事業者による水道管破損、自然漏水等により濁り水、赤水が発生した場合は、その原因を調査し、必要に応じて排水作業を実施する等早期解消に努めること。

また、発生地域が広範囲に及んでいる時は、広報作業を行って水道使用者に周知するとともに、水道使用者からの要請があった場合または受注者が必要と判断した場合は、発注者の承諾を受けた上で、給水作業を実施すること。ただし緊急時等やむを得ない場合は、給水作業後発注者に報告すること。

濁り水・赤水発生を未然に防止するため、発注者と協議の上、計画排水作業を実施すること。

## 5. 他事業工事に係る立会い

他事業者による工事が水道管に近接して行われる場合は、水道管を保護し破損事故等を防止するため現場立会いを行うこと。

防護方法について適切な助言を行い、事後に防護が確実に行われているか確認すること。

## 6. その他

給水車(2台)について、その機能を良好に保つよう維持管理を行うこと。

# 第5項 量水器検針業務

この項目は、量水器検針業務についてその仕様を定めるものである。

## 1. 検針の取扱い

- (1) 検針日は、奇数月20日から25日までの間とする。ただし発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、検針日を変更することができる。
- (2) 貸与機器及び発注者の指示する書類(以下「機器等」という。)は、検針開始日の前日に発注者から貸与するものとする。ただし、前日が土、日曜日並びに祝日等(以下「休日」という。)の場合は休日の前日とする。
- (3) 検針の予定数量は12,670件/回、回数は奇数月の6回/年とする。

## 2. 再検針の実施

発注者が検針データを入力後、「検針エラーチェックリスト」を出力し、受注者はそのリストに基づき、再検針を行うものとし、実施日は、奇数月の月末の2日間程度とする。なおその際は、発注者の指示のもとに行うこと。

## 3. 検針の方法及び報告

- (1) 受注者は、検針日の2日前の午前10時までに、「ハンディーターミナル入力一覧表」を発注者に提出しなければならない。発注者は、それに基づき検針データを検針日の前日に、端末機からハンディーターミナルへ記憶させる。ただし、2日前が休日の場合は、休日の前日とする。
- (2) 受注者は正確に検針しハンディーターミナルへ指針及び必要事項を入力し、「水道料金等のお知らせ」を作成し、使用者に交付しなければならない。
- (3) 受注者は、使用水量に従前と比較して著しく増減があり異常と思われるときは、使用者から事情を聴取し、漏水の有無及び異常の原因の発見に努めたうえ、必要な措置を使用者に知らせなければならない。

- (4)受注者は、ハンディーターミナルに入力したデータの検針が終了したときは、速やかに機器等を発注者に返納しなければならない。ただし、返納する日が、休日又は午後5時以降の場合は、その翌日とする。
- (5)受注者は、発注者の指定する月毎の締切日の翌日午後5時までに検針結果を報告しなければならない。ただし、翌日が休日の場合は、休日の翌日とする。
- (6)受注者は、検針の結果下記の事項に該当するときは、その事由を「水道料金等のお知らせ」(写)により機器等の返却時に、発注者に報告しなければならない。
- ①漏水、又は漏水の疑いがあると認められるとき。
  - ②使用水量に、従前と比較して著しい増減があるとき。
  - ③不動、破損等メーターに異常があると思われるとき、又はメーター器の埋没、障害物等で検針することができないとき。
  - ④メーター器の亡失のおそれがあるとき。又は撤去を要するとき。
  - ⑤メーター器口径、メーター器番号が違ふとき。
  - ⑥無届転出、又は無届使用と認められるとき。
  - ⑦その他報告する必要があるとき。
- (7)受注者は、メーター器の位置を確認し記録するものとし、その記録を発注者に報告しなければならない。

#### 4. 貸与機器

- (1)貸与機器は以下のとおりとする。

(1)ハンディーターミナル	15台
(2)専用ケース	15個
(3)予備バッテリー	30個
(4)メモリーカード	15個
(5)ロールペーパーホルダー	15個
(6)急速充電器	15台
(7)施設メーター検針台帳及び新設案内図ファイル	15冊
(8)腕章	15個

- (2)受注者は、貸与機器等の取扱いについては損失又は亡失のないよう、善良な管理者の注意をもって、これを管理しなければならない。

### 第6項 量水器開閉栓業務

この項目は、量水器の開閉栓業務委託についてその仕様を定めるものである。

#### 1. 開閉栓業務の概要

##### (1)業務日

業務日は、原則として月曜日から金曜日までとするが、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までは業務を要しない。

但し、緊急の場合はこの限りではない。

緊急の場合とは、水道利用者の利便性を確保するために、発注者が特別に依頼する場合であり、電話等での連絡によるものとする。

##### (2)業務時間

業務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。

##### (3)年間予定件数

予定件数は、2,500件/年とする。

## 2. 業務の連絡方法

業務を委託する場合は、開閉栓の受付内容に基づき、開閉栓業務委託票を作成し連絡する。

## 3. 開閉栓の手順

### (1)開栓

- ①チャイムや声かけ等で宅内に使用者がいるか調べ、在宅の場合には、開栓作業を始めることを説明し、蛇口等を全て閉め、水を使わないように願います。
  - ②水道メーターの番号及び指針を確認する。
  - ③開栓は、第1止水栓又はメーターボックス内の逆流防止止水栓にて作業し、通水状態を確認する。通水状態を確認できない場合は、第1止水栓又は第2止水栓を確認し閉栓状態であれば開栓する。
- ※第1止水栓及び第2止水栓を操作する際は、一度に開けずに、最初半分程度開栓し、パイロット針を確認する。針が動いている場合はトイレのタンク等に流れている可能性があるため30秒ほど様子を見、針が止まった場合は止水栓を完全に開栓し、それでも止まらない場合は、宅内で蛇口が開いている状態もしくは漏水の可能性があるので、止水栓を閉栓し速やかに発注者に報告する。
- ④メーターボックス内の接続部及び止水栓からの漏水を確認した場合は、速やかに発注者に報告する。
  - ⑤開栓作業が終了したら、「水道開栓通知」をポストに投函する。使用者が在宅の場合は、作業終了したことを報告し、蛇口からの通水を確認する。
  - ⑥当日夕方又は翌営業日の朝までに開栓指針を発注者に報告する。
- ※何らかの異常を発見した際は、速やかに発注者に報告する。

### (2)閉栓

- ①チャイムや声かけ等で宅内に使用者がいるか調べ、在宅の場合には、閉栓作業を始める許可をもらう。
  - ②水道メーターの番号及び指針、漏水の有無を確認し、パイロット針が止まっていることを確認する。もし、針が動いている場合は、速やかに発注者に報告する。
  - ③基本的に第2止水栓(メーターに最も近い止水栓)又はメーターボックス内の逆流防止止水栓で閉栓し、再度パイロット針が止まっていることを確認する。
  - ④メーターボックス内の接続部及び止水栓からの漏水を確認した場合は、速やかに発注者に報告する。
  - ⑤閉栓作業が終了したら、「水道閉栓通知」をポストに投函する。使用者が在宅の場合は、作業終了したことを報告し、蛇口から水が出ないことを確認する。
- ※何らかの異常を発見した際は、速やかに発注者に報告する。

### (3)使用者変更に伴う検針

現使用者が閉栓し次使用者がすぐに開栓する時に、閉栓作業をせずに指針を確認し、その指針で切り替える作業のことで、現場作業としては開栓の手順と同じ。重複委託や行き違い等あるので指針のみの確認ではなく、必ず止水栓が開栓状態であることを確認する。

## 4. 特記事項

### (1)資料の貸与

発注者は、受注者から開閉栓業務遂行に必要とする給水装置台帳等の資料の貸与提供を求められた場合は、発注者が所有する資料に限り受注者に貸与または供与するものとする。

ただし、受注者は貸与または供与を受けた資料を他の業務等に使用し、または第三者に譲渡

や貸与する等してはならない。また、貸与を受けた資料は、使用后速やかに発注者に返還すること。

## (2) 業務上の留意事項

- ① 金属探知機等を用いて給水装置台帳等に記載の止水栓位置を中心に半径 1.0m程度の範囲を探索し、なお判明しないときはメーターボックス内の逆流防止止水栓にて作業すること。
- ② 止水栓筐及びメーターボックス内の土砂等の除去は受託者の業務内容に含むものとする。

# 第3章 下水道事業に係る要求水準

## 第1項 下水道施設等維持管理業務

### 1. 基本的水準

受注者は、自らのノウハウを最大限活用して、発注者が所有する下水道施設の運転管理及び維持管理を行い、下水を連続的に処理するとともに、安定した処理水を提供するほか、現行の業務水準を維持することはもとより、その向上を図るものとする。

また、業務期間終了時、全ての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し、著しい損傷がない状態で、発注者へ引渡しが行えるよう関係法令等を遵守し、適切な維持管理を行うこと。

#### (1) 流出水質の要求水準(参考)

流域下水道への流出水質基準

項目	放流水質契約基準
温度	45 度未満
水素イオン濃度	水素指数 5 を超え 9 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉍物類含有量)	5mg以下/ℓ
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30mg以下/ℓ
沃素消費量	220mg未満/ℓ

#### (参考) 水量の実績値

過年度実績値

年 度	本宮幹線	熱海幹線	合 計
令和2年度	1,236,342 m <sup>3</sup> /年	286,387 m <sup>3</sup> /年	1,522,729 m <sup>3</sup> /年
令和3年度	1,258,377 m <sup>3</sup> /年	304,985 m <sup>3</sup> /年	1,563,362 m <sup>3</sup> /年
令和4年度	1,221,920 m <sup>3</sup> /年	359,171 m <sup>3</sup> /年	1,581,091 m <sup>3</sup> /年
令和5年度	1,261,878 m <sup>3</sup> /年	351,629 m <sup>3</sup> /年	1,613,507 m <sup>3</sup> /年
令和6年度	1,307,350 m <sup>3</sup> /年	359,871 m <sup>3</sup> /年	1,667,221 m <sup>3</sup> /年

### 2. 業務の範囲

下水道施設等における維持管理業務の範囲は、次に定めるものとする。

- ① 下水道施設等の運転、操作及び監視業務
- ② 下水道施設等の保守及び点検業務
  - ア 日常点検
  - イ 定期点検
  - ウ 臨時点検
- ③ 下水道施設等の一定の故障修理
- ④ 下水道施設等の清掃業務

- ⑤下水道施設等の記録業務及び環境整備等その他の業務
- ⑥流域下水道関連施設の水質検査業務

### 3. 業務の定義

この水準書における業務の定義は、次のとおりとする。

- ①日常点検とは、停止状態並びに、運転状態の機器、及び設備について、異常の有無、又は異常の兆候を発見するために行う点検であり、主に目視、指触、聴覚、確認、調整、及び記録の作業であり、原則として1ヶ月に2回実施する。
- ②定期点検とは、機器の損傷、腐食及び摩耗状況を把握し、修理、修繕等の保全計画により、期間を決めて行う点検であり、主に測定、調整分解清掃及び記録等の作業である。
- ③臨時点検とは、日常及び定期点検以外に行う臨時的な点検であり、警報等設備の異常に対して状況を確認するためのものである。  
館町排水ポンプ場及び各ゲートポンプ場においては、ポンプの構造上空運転ができないため、増水時には滞水させポンプの稼働点検をすること。またそれができないときも、年に2～3回程度運転可能な水を確保しポンプの稼働点検をすること。
- ④故障修理とは、特殊機器部品以外及び専門技術を必要としないものに対して行う修理復旧作業である。

### 4. 維持管理業務内容

#### (1) 保守点検業務

機器の正常な運転を確保するために行う日常点検、定期点検及び検知された異常に対して行う臨時点検、簡易故障修理であり、定期自主点検及び場内の清掃も含むものである。

また、各ポンプ場施設においてはポンプの取扱い説明書の内容を把握し、点検に努めるものとする。

#### (2) 保守点検基準

保守点検基準については、社団法人日本下水道協会発行の下水道施設維持管理積算要領第4編下水道施設機械・電気保守点検基準、第3章の中継ポンプ場及び、4章のマンホール形式ポンプ場によること。

#### (3) 緊急時運転操作監視業務

緊急時(台風時等)におけるポンプ場施設の運転及び故障修理業務であり、場外施設を含んだ監視、操作、記録、緊急修理業務である。

なお、運転操作監視業務については、予想される緊急時が特定できないため、(1)の保守点検業務に定められた業務の他、雨水施設において6人×8時間×4日の追加業務を想定すること。

保守点検業務、運転操作監視業務、その他の業務、及び定期点検業務において発生する消耗品、及び各施設の予備品(電磁弁、フロートスイッチ、積算計等)補給については、受注者の負担とすること。

#### (4) 定期点検業務

各施設の機械、電気及び建築付帯設備の1年点検業務であり、専門的技術を必要とするメーカー委託業務を含むものである。また、圧力容器、地下タンク、クレーン等の点検も含むものとする。

#### (5) 自家用電気工作物保安管理業務

「みなし設置者として」電気事業法第39条第1項(電気工作物の技術基準適合維持)の義務を果たすこと。なお、従来下水道施設の自家用電気工作物に係る保安管理業務は以下のとおり

である。

- ①定期的に行う点検の周期は、次のとおりとし、巡視点検、測定及び試験の結果、経済産業省令に定める技術基準の規定に適合しない事項があるときは、必要な指導、助言を行う。
  - A 月次点検:需要設備 各事業所の保安規程に定める頻度
  - B 年次点検:1年1回
  - C 臨時点検:必要の都度
- ②電気工作物の事故発生の場合は、応急措置等を指導するとともに、事故原因の究明に協力し、再発防止につき、とるべき措置を指導、助言し、必要に応じ臨時点検を行い、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きの指導を行う。
- ③電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会いを行う。
- ④対象施設及び需要設備一覧

番号	名称	需要設備容量 電圧	予備発電 装置容量	需要設備 点検	内燃力発 電所点検
1	舘町排水ポンプ場	146KVA 100/200V	96KVA	2ヶ月に 1回	1ヶ月に1 回
2	万世排水ポンプ場	94KVA 100/200V	40KVA	2ヶ月に 1回	1ヶ月に1 回
3	第3中継ポンプ場	40KVA 100/200V	100KVA	2ヶ月に 1回	
4	戸崎排水ポンプ場	500KVA 6,600V		1ヶ月に 1回	
5	東町排水ポンプ場	500KVA 6,600V		1ヶ月に 1回	
6	高木排水ポンプ場	300KVA 6,600V		1ヶ月に 1回	
7	東町裏排水ポンプ場	110KVA 6,600V		1ヶ月に 1回	
8	太郎丸排水ポンプ場	500KVA 6,600V		1ヶ月に 1回	

- ⑤委託期間は令和9年8月1日からとする。それまでの間は別途委託しているので立会い業務とする。

#### (6)消防設備点検業務

万世排水ポンプ場、第3中継ポンプ場および舘町排水ポンプ場に設置されている消防用設備について、消防法第17条の3の3に規定による点検を行い、その結果について所定の様式に従って報告すること。

#### (7)流域下水道関連施設の水質検査業務

検査日程:毎年6月と11月に下記2ヶ所から採水し検査を行うこと

採水場所:本宮中継ポンプ場(本宮市仁井田字瀬戸川地内)

本宮幹線 NO. 8マンホール接続点(本宮市仁井田字一里壇地内)

検査項目:外観、透明度、pH、BOD、懸濁物質(SS)、n-ヘキサン抽出物質(鉱油類)、n-ヘキサン抽出物質(動植物油脂類)、ヨウ素消費量、カドミウム、シアン、有機リン、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、アルキル水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ホウ素、フッ素、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素

## (8)その他の業務

- ①清掃及び除草:各施設の本来の業務が正常に機能出来、また美観上見苦しくない程度の清掃業務である。
- ②場外施設管理:百目木樋管、高木樋管(ゲート含む)、弁天樋管(ゲート含む)、本宮第3樋管、本宮第4樋管、五百川第二樋門(ゲート含む)、並びに北河原田、千代田スクリーン、雨水幹線渠の保守点検業務である。
- ③し渣処分:各施設から発生するし渣の処分であり、基本的には処理場持ち込み若しくは焼却処分とするが、発生量により発注者受注者間で協議の上処分方法を決定する。

## 5. 従事者の基準

### (1)従事者の配置基準

- ①同規模下水道事業体での勤務年数が通算で概ね10年以上の者を1名以上配置すること。
- ②同規模下水道事業体での勤務年数が通算で概ね5年以上の者を1名以上配置すること。
- ③同規模下水道事業体での勤務年数が通算で概ね3年以上の者を3名以上配置すること。
- ④作業班単位に、①～③に該当する者を最低1名勤務させること。

### (2)従事者の法定資格基準

資格名称	備考
第2種酸素欠乏危険作業主任者	必須
5t未満クレーン運転特別教育受講者	必須
第1種電気工事士	希望
下水道管理技術認定(処理施設)	希望

## 6. 計画書及び報告書の提出

### (1)業務計画書

受注者は、事前に1年毎の受託業務実施計画書を提出し、発注者の承認を受けた上で業務を実施すること。

受託業務実施計画書に記載する内容については、以下のとおりとする。

- ①業務組織表
- ②緊急連絡・応援体制表
- ③年間業務計画表
- ④主要監視・管理項目フロー
- ⑤機械設備点検基準表
- ⑥電気設備点検基準表
- ⑦消防用設備点検基準表
- ⑧その他、業務履行に必要な項目

業務実施計画書はA4版にまとめ提出のこと。

### (2)業務報告書

受注者は、当該月の業務履行状況を翌月の7日までにA4版にまとめ発注者に提出すること。

その他の報告の頻度や提出方法については発注者受注者間の協議により決定するものとする。

## 7. 維持管理委託施設名

### (1)雨水施設

- ①館町排水ポンプ場
- ②万世排水ポンプ場
- ③ゲートポンプ場・樋門

- ア 東町排水ポンプ場
- イ 戸崎排水ポンプ場
- ウ 高木排水ポンプ場
- エ 立石排水ポンプ場
- オ 太郎丸排水ポンプ場
- カ 東町裏排水ポンプ場
- キ 千代田排水ポンプ場
- ク 本宮第3樋管
- ケ 本宮第4樋管
- コ 五百川第1ゲート
- サ 五百川第2樋門

※雨水については場外施設(ゲート、スクリーン、雨水幹線)の管理を含む。

## (2) 汚水施設

- ① 第3中継ポンプ場
- ② 公共下水道マンホールポンプ場
  - ア 苗代田マンホールポンプ場
  - イ 一里壇マンホールポンプ場
  - ウ 下ノ原マンホールポンプ場
  - エ 下ノ原第2マンホールポンプ場
  - オ 榊形マンホールポンプ場
  - カ 鳴瀬マンホールポンプ場
  - キ 高木マンホールポンプ場
  - ク 立石マンホールポンプ場
  - ケ 団子森マンホールポンプ場
  - コ 前田マンホールポンプ
  - サ 三ツ池マンホールポンプ
  - シ 碓森マンホールポンプ
  - ス 高日向マンホールポンプ
  - セ 清水前マンホールポンプ
  - ソ 青田原マンホールポンプ
- ③ 下水管渠
  - ア 幹線管渠
  - イ その他の一般管渠
  - ウ マンホール等

## 第2項 施設修繕等業務

この項目は、施設修繕等業務委託についてその仕様を定めるものである。

### 1. 基本方針

対象施設及び設備について、劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を、原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させるために、業務内容に示す条件の中で、突発的な破損や故障等に対応する修理、交換、分解整備、調整等を行うものとする。

ただし、受注者の責により施設の損傷や故障があった場合の修繕は、修繕業務の対象外とし、

受注者の責により機能回復を行うものとする。

## 2. 業務内容

### (1) 対象範囲

- ① 建築・土木構造物、建築付帯設備等の破損、故障に対応する修繕
- ② 機械、電気、計装設備の故障に対応する修繕
- ③ 本業務の対象である管路の破損、故障に対応する修繕
- ④ 故障等が発生した場合の事後保全的対応だけでなく、重大な故障等を未然に防ぐための対象施設への予防保全的措置として有効と考えられる場合の修繕

### (2) 修繕費用

1件当たり消費税および地方消費税に相当する金額を含め100万円以内とし、年間300万円までとし、これを超える場合は発注者受注者間の協議による。なお、執行状況により変更の対象とする。

### (3) 使用材料等

修繕に使用する材料等は、性能等が原状と同等以上のものを使用すること。

### (4) 実施手順

対象施設や設備の破損や故障、不具合を確認し修繕が必要と判断した場合、修繕費の見積金額を取得し、修繕費に応じて以下の対応を行うものとする。

- ① 1件あたりの修繕費が100万円(税込)以内かつ修繕費の総額累計金額を満たす場合は、発注者と協議した後、修繕を実施するものとする。
- ② 1件あたりの修繕費が100万円(税込)を超える場合、別途協議し決定することとする。
- ③ 修繕実施後の履歴を整理し、発注者に報告すること。
- ④ 実施内容の的確性が説明できるデータを収集・整理し、常備すること。

## 第3項 下水道管路の維持管理業務

### 1. 管路維持管理業務要求水準

下水道管路及びマンホール等の付属施設について、適宜巡回監視を実施し、その機能を良好に保つよう維持管理を行うこと。

#### (1) 巡回監視

巡回監視では、マンホール蓋の開閉を行わず、蓋及び埋設された道路・管理施設の地上部の状態を把握すること。幹線管路及びマンホールについて半年に1回の頻度で実施すること。巡回箇所は別に示す7.0kmとする。

その他の管路については、点検者の判断により実施すること。

#### (2) 緊急時点検

緊急時点検として、地震や豪雨等による災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合に管路施設の点検を行うこと。

#### (3) 点検内容

地上部の状況は路面の亀裂、沈下、陥没の有無、溢水の有無、周辺状況の確認、マンホール蓋は蓋のがたつきや損傷の有無の確認とし、その他の施設は外観目視点検とし「点検報告書」を作成し、甲に提出すること。

### 2. 管路点検要求水準

管路点検は既設管路の異常の程度、異常箇所を明らかにするため、以下により実施するものである。

### ①管路点検要求水準

施設名称	点検・調査頻度	対象箇所
管渠・マンホール	1回以上/5年の頻度で点検を実施	腐食のおそれの大きい箇所 ※別紙資料

### ②用語の定義

- ア 点検とは、施設・設備の状態を把握するとともに、異常箇所を早期に発見すること。
- イ 調査とは、施設・設備の健全度等の評価や予測のため、定量的に劣化の状態や動向を確認すること。
- ウ 診断とは、点検・調査結果を踏まえ、健全度や緊急度を判定すること。

### ③業務内容

「下水道施設維持管理積算要領－管路施設編－」（社団法人日本下水道協会）の内容（参考－1管路施設仕様書記載例）に準拠するものとする。

簡易テレビカメラを使用して予備調査（点検）を行い、その結果に基づいて清掃及び実態調査（テレビカメラ調査、目視調査）を行う箇所を選定し、実態調査を実施する。

実態調査の結果により、修繕業務として早急に修繕や清掃等が必要な箇所の抽出を行い、発注者に報告すること。

- ④点検を行った場合には、「点検の年月日」「点検を実施した者」「点検の結果」を記録すること。
- ⑤点検により異常が確認された場合には、速やかに発注者に報告し、その対応について指示を受けること。

## 第4章 危機管理に係る要求水準

### 1. 緊急連絡体制

受注者は、災害・事故等施設機能に重大な支障が生じた場合を想定して有効な対策を講じておくとともに、被害を最小限に抑制できるよう、緊急連絡体制を整備するとともに業務従事者を非常招集するなど、緊急時の対応が出来る体制を構築すること。

また、緊急時には、必要に応じて県内又は近接県における応援体制を構築すること。

なお、緊急時における役割分担は、平常時と同じとし、費用負担等については別に定める。

### 2. マニュアルの整備

緊急事態の初期対応の考え方および危機対応マニュアルの整備について、発注者と受注者による協議の上、詳細な危機管理対応を定め逐次改定するものとする。

また、発注者と連携して各種訓練を実施するものとする。

なお、危機管理マニュアルは水道施設・下水道施設ごとに作成するものとする。但し、業務内容を勘案し一体として管理することが効率的な場合は、統合して作成することも認めるものとする。

危機管理マニュアルには、災害・事故発生時の対応手順、特に初動対応の手順、関係機関等との連絡、応急復旧等の行動手順等を明確に記載するとともに、発注者の対応と整合を図るものとする。

作成及び改定に当たっては、大雨、地震、台風、暴風、設備事故、テロ対策、サイバーセキュリティ対策等の発生する事象を十分想定するものとする。

受注者は、事業開始前までに発注者と協議の上危機管理マニュアルを作成し、発注者の承諾を得るものとする。

### 3. 緊急時の対応

#### (1) 水道施設における緊急対応

##### ① 水質異常による対応

配水水質が水道法の水質基準を満足しないとき又はその恐れがあるときは、発注者及び受注者は、次の対応等を行うものとする。

- (ア) 受注者は、当該事象を確認したときは、危機管理マニュアルに基づき、初期対応を行うとともに、直ちに口頭により、その旨を発注者に連絡するものとする
- (イ) 発注者は、受注者から水質異常の連絡を受けたときは、当該状況を確認の上で、速やかに受注者と協議し、取るべき対応等を判断し、受注者に対応等を指示するとともに、必要に応じて関係機関若しくは市民等に連絡又は周知するものとする。
- (ウ) 受注者は、発注者の指示に基づき当該対応等に係る操作等を行うとともに、当該状況について監視し、その状況を逐次、発注者に報告するものとする。
- (エ) 発注者は、必要に応じて、当該事象の発生について原因調査を行うものとし、受注者は、これに協力するものとする。

##### ② 異常水量における対応

水道施設の配水圧力が急激に低下したとき又はその恐れがあるときは、発注者及び受注者は、前①(イ)の「水質異常」を「配水圧力異常」に読み替えて、前①の(ア)～(エ)の対応等を行うものとする

##### ③ 費用負担

前①②の対応により増加費用が生じたときの費用負担等は別に定める。

#### (2) 下水道施設における緊急対応

##### ① 流入及び放流下水の水質異常による対応

流入及び放流下水の水質異常が発生したとき又はその恐れがあるときは、発注者及び受注者は、次の対応等を行うものとする。

- (ア) 受注者は、当該事象を確認したときは、危機管理マニュアルに基づき、初期対応を行うとともに、直ちに口頭により、その旨を発注者に連絡するものとする
- (イ) 発注者は、受注者から水質異常の連絡を受けたときは、当該状況を確認の上で、速やかに受注者と協議し、取るべき対応等を判断し、受注者に対応等を指示するとともに、必要に応じて関係機関若しくは市民等に連絡又は周知するものとする。
- (ウ) 受注者は、発注者の指示に基づき当該対応等に係る操作等を行うとともに、当該状況について監視し、その状況を逐次、発注者に報告するものとする。
- (エ) 発注者は、必要に応じて、当該事象の発生について原因調査を行うものとし、受注者は、これに協力するものとする。

##### ② 異常水量における対応

下水道施設の浸水又はその恐れが生じたときは、発注者及び受注者は、前①(イ)の「水質異常」を「異常水量」に読み替えて、前①の(ア)～(エ)の対応等を行うものとする

##### ③ 費用負担

前①②の対応により増加費用が生じたときの費用負担等は別に定める。

#### (3) 管路の緊急対応

緊急時には、各施設における初期対応を行ったうえで、速やかに発注者に連絡し指示を受けるものとする。

初期対応においては、従事者の安全を守ることを最優先とするとともに、道路上など一般市民に影響を及ぼすことが考えられる場合には、バリケードの設置など必要な保安措置を行って安全を確保するとともに、関係機関に連絡しその指示を仰ぐこと。

また、管路の緊急時における発注者受注者間の基本的な負担区分は別途協議のうえ決定するものとする。

## 第5章 その他の業務に係る要求水準

### 第1項 施設改築更新計画策定及び管理業務

#### 1. 水道事業アセットマネジメント計画改定支援業務

##### (1) 業務概要

本業務は、令和3年3月に策定した「本宮市水道事業アセットマネジメント計画」について、水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き(国土交通省)を基本として、本件業務で把握出来る施設の状況などを充分考慮し、発注者と協議の上、計画の改定(更新)支援並びに執行管理を行うものである。

##### (2) 業務内容

- ①施設の点検・調査及び維持管理記録等の健全度評価を踏まえた対応方針の提案
- ②修繕・改築等の優先順位の検討及び手法・工法並びに概算工事費の提案
- ③施設の運転業務から見た具体的な実施時期の検討
- ④運営期間全体を見通した対策の検討
- ⑤上記、提案及び検討結果を取りまとめる

#### 2. 下水道事業ストックマネジメント計画改定支援業務

##### (1) 業務概要

本業務は、平成29年2月に初版を策定した「本宮市下水道ストックマネジメント計画」について、「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン」(国土交通省)を基本として、本件業務で把握出来る施設の状況などを充分考慮し、発注者と協議の上、計画の改定(更新)支援並びに執行管理を行うものである。

「本宮市下水道ストックマネジメント計画」は、5年に一度の全面改定を行うものとし、全面改訂以外の各年においては、計画の執行管理によるローリングを行うこと。全面改訂年次は発注者と協議の上決定するものとする。

##### (2) 業務内容

ストックマネジメント実施方針は、長期的視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査・修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的として策定する。

##### ①施設情報の収集・整理

下水道施設の管理目標の設定、リスク検討、点検・調査計画及び改築・修繕計画の検討に必要な施設情報の収集・整理、現地確認等を行う。

##### ②リスクの評価

ストックマネジメントを効率的・効果的に実践するために、リスク評価による優先順位等を検討し、点検・調査計画及び修繕・改築計画の策定に反映できるようにすること。

##### ③施設管理の目標設定

リスク評価を踏まえて、下水道施設の点検・調査及び修繕・改築に関する事業の効果目標(アウトカム)及び事業量の目標(アウトプット)を設定する。

④長期的な改築事業のシナリオの設定

改築に関する複数のシナリオの中から費用、リスク、執行体制を総合的に勘案し、発注者の特性に応じて管理方法を設定する。

⑤点検・調査計画の策定

基本方針では、長期的な視点から頻度、優先順位、単位、項目について検討する。実施計画では、事業計画期間を勘案し、概ね5～7年程度において、どの施設を、いつ、どのように、どの費用をかけて、点検・調査を行うか検討する。

⑥点検・調査計画とりまとめ

上記の検討結果を、点検・調査計画として取りまとめる。

3. 施設更新に関する新技術の提案

本件施設の更新について、コスト縮減につながる有効な新技術の提案を積極的に行うこと。

また、提案にあたってはイニシャルコスト・ランニングコスト両面からの検討を加えること。

第2項 プロフィットシェアに関する要求水準

1. 趣旨

プロフィットシェアは、民間の創意工夫を積極的に活用することにより、維持管理費のコスト縮減を図るため、契約期間内に、要求水準書を満足したうえで、設定された基準値を低減した場合についての取扱いについて必要な事項を定めるものである。

2. 対象項目および基準値

対象とする項目および基準値は以下のとおりとする。なお、対象項目以外の項目についての提案がある場合は、発注者受注者間で協議の上、積極的に導入するものとする。

また、基準値には自然災害等による経費や支払先の単価変更など、受注者の創意工夫によるものでない数値の増減は除外するものとする。

(1)水道

		実績値				
対象項目	単位	R2	R3	R4	R5	R6
電気使用量	Kwh/年	3,673,379	3,731,866	3,796,672	3,796,040	3,905,881
薬品使用量	kg/年	272,230	277,900	293,970	300,810	388,210

(2)下水道

		実績値				
対象項目	単位	R2	R3	R4	R5	R6
電気使用量	Kwh/年	185,640	207,964	203,129	208,282	193,316

※第3章第1項の4(3)緊急時運転操作監視業務に係る雨水ポンプ場を除く

3. 低減額の分配方法

実績が上記基準値の95%を下回った分の1/2に相当する金額を変更金額により受注者へ還元する。金額の算出方法は、(基準値の95%－実績)×単価×1/2とし、千円未満を切り捨てとする。

なお、単価は委託契約の当該年度契約単価とする。  
また、実績は受注者からの報告をもとに、発注者が支払い記録等を確認し確定するものとする。  
対象項目以外の項目についての提案があった場合、低減額の分配方法は、別途発注者受注者間で協議の上決定する。

### 第3項 履行確認

本業務の履行確認方法として、以下のとおり定める。

#### 1. セルフモニタリング

日常の確認については受注者のセルフモニタリングとする。なお、緊急時においてはこの限りではない。

#### 2. 月例報告

毎月1回以上、発注者の担当者への履行報告を行うこと。また、その際には業務報告書などを用いて報告を行い、必要な協議を行うこと。

#### 3. 履行報告会

半年に1回以上の頻度で、市管理職への履行報告会を行うこと。また、その際にはその間の業務履行報告を行うとともに、点検業務や計画改定支援業務等の進捗状況を合わせて報告すること。

なお、履行報告会には発注者の指定する外部有識者を加えるものとする。

### 第4項 既存施設等の確認

#### 1. 事業開始に伴う既存施設等の確認

##### (1) 準備

発注者は、既存施設等の確認に必要な、既存施設等の設置年数、機能、仕様、数量、修繕・故障等の履歴等を網羅した情報及びその他台帳並びに関連図書等(以下「設備台帳等」という)を準備し、受注者に提供又は閲覧させるものとする。発注者及び受注者は、既存施設の確認を開始する前に、確認対象や実施日程等必要な事項を協議するものとする。

##### (2) 確認

受注者は、発注者立会いの上で、設備台帳等の情報を現地において確認するものとする。その際に確認が困難な設備や健全性が判断できない設備があった場合の措置については、発注者と受注者が協議するものとする。

##### (3) 確認結果及び保管

受注者は、前項の確認を終了した時は、速やかに確認結果を発注者に提出し、発注者の承諾を得るものとする。なお、確認結果書の内容等については、契約締結後速やかに、発注者と受注者が協議の上定めるものとする。

発注者と受注者は、この確認結果書をそれぞれ契約終了日まで保管するものとする。

#### 2. 契約期間満了に伴う既存施設等の確認

##### (1) 準備

受注者は、事業期間終了日の60日前までに、既存施設等の健全性について確認を行い、その結果を発注者に提出するものとする。発注者及び受注者は、既存施設の確認を開始する前に、確認対象や実施日程等必要な事項を協議するものとする。

なお、事業期間中に追加された設備等がある場合には当該設備を含め、撤去した設備がある場合は除くものとする。

## (2) 確認

発注者は、事業期間終了日までに受注者立会いの上で、設備台帳等の情報を現地において確認するものとする。その際に確認が困難な設備や健全性が判断できない設備があった場合の措置については、発注者と受注者が協議するものとする。

## (3) 確認結果及び保管

発注者は、前項の確認を終了した時は、速やかに確認結果を受注者に通知するものとする。なお、確認結果書の内容等については、契約締結後速やかに、発注者と受注者が協議の上定めるものとする。

発注者と受注者は、この確認結果書をそれぞれ契約終了日から1年間保管するものとする。

## 3. 契約解除に伴う既存施設等の確認

### (1) 準備

2(1)に記載する「事業期間終了日の60日前までに」を「発注者及び受注者が協議の上定めた日までに」と読み替え、2(1)を適用するものとする。

### (2) 確認

2(2)に記載する「事業期間終了日までに」を「発注者及び受注者が協議の上定めた日までに」と読み替え、2(2)を適用するものとする

### (3) 確認結果及び保管

2(2)と同様とする。

## 第6章 契約終了時の措置

### 第1項 技術移転業務

#### 1. 業務引継書の作成

受注者は本事業の受託期間中に習得した各種業務のノウハウを発注者と共有し、契約期間満了時において、発注者が受注者以外の者と本業務の委託契約を締結した場合においては、受注者は技術の継承を含めて、誠意をもって必要な引継ぎを行うとともに、上下水道事業を実施するために必要な業務引継書を作成し、契約が終了するまで本件施設に備えるものとする。

受注者は、作成した業務引継書が最新となるよう内容を更新し、その都度発注者に通知するものとする。

発注者は、引継書を確認するとともに受注者にその説明を求めるものとする。

#### 2. 業務引継書の内容

受注者は業務引継書に次の事項を含むものとするが、本件施設の運転管理、点検上の留意点など、発注者または発注者の指定する者が確実に把握できる内容とする。

- (ア) 施設の運転管理上で留意すべき事項、または特別な操作
- (イ) 施設の保守点検上で留意すべき事項
- (ウ) 災害や事故時等の対応
- (エ) その他

### 第2項 業務引継期間

#### 1. 業務期間満了に伴う業務引継

業務期間満了に伴い契約が終了するときは、受注者は発注者の指示に基づいて、事業期間の終了までに発注者又は発注者の指定する者に業務引継を行うものとし、その期間は契約終了

期間の6ヶ月前からを原則とする。

業務引継に係る費用は、引継ぎを行う費用は受注者が負担し、引継ぎを受ける費用は発注者又は発注者の指定する者が負担する。

## 2. 契約解除に伴う業務引継

契約解除に伴い契約が終了するときは、当該契約解除事由を踏まえ、業務引継の時期及び費用負担その他必要事項について、発注者と受注者が協議の上で定めるものとする。

## 添付資料

1. 発注者と受注者のリスク・責任等の負担
2. 水道施設位置図
3. 下水道施設位置図
4. 参考図書
  - (1) 本宮市水道ビジョン・経営戦略【令和6年度改訂版】(本宮市 HP 公表済)
  - (2) 本宮市公共下水道事業経営戦略【令和6年度改訂版】(本宮市 HP 公表済)
  - (3) 令和8年度本宮市水質検査計画(本宮市 HP 公表済)

## 別紙1 発注者と受注者のリスク・責任等の負担

本業務において、発注者及び受注者が負うべき基本的なリスク・責任負担は以下の表を適用する。

別表1-1 基本的なリスク・責任負担

リスクの種類	内 容	負担区分	
		発注者	受注者
水道法上の事業者責任	水道水の水質管理責任に関するもの	○	
	水道法第19条第1項に基づく水道技術管理者の設置に関するもの	○	
	水道法第19条第2項に基づく技術上の事務に関するもの	○	
	水道法第15条に基づく給水の義務、給水契約、給水規定に関するもの	○	
	水質検査計画の策定に関するもの	○	
下水道法上の事業者責任	下水の悪質な流入水等の防止に関するもの	○	
	水質汚濁防止法における放流水の排水基準の規制に関するもの	○	
	下水道料金、徴収に関するもの	○	
	排水設備の設置、規制に関するもの	○	
法令等変更	本業務及び類似業務のサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令等の変更で受注者の費用に影響があるもの	○	
	上記以外の法令等の変更		○
税制度変更	発注者が受注者に支払う契約金額に適用される消費税にかかる税率の変更	○	
	法人税の税制変更、受注者が委託先、調達先その他の第三者へ支払う消費税・地方消費税にかかる税率の変更		○
第三者賠償	受注者の責めによるもの		○
	上記以外のもの	○	
市民対応	受注者の責めによるもの(開閉栓・検針等)		○
	上記以外のもの	○	
事故の発生	受注者の責めによる労災事故、設備の破損・損壊		○
	上記以外の事故等によるもの	○	
環境保全	受注者の責めによる環境への影響		○
	上記以外の大気汚染、公共用水域の汚染、騒音、振動等による環境への影響	○	
契約の解除・変更	発注者の責めによるもの	○	
	受注者の責めによるもの		○
物価変動	予期することのできない特別の事情により、日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、契約金額が著しく不相当となった場合	○	
不可抗力	地震、洪水等の天災による契約の中止・変更、施設損壊	○	

受注者への業務移管時	業務引継ぎ前の施設管理不備によるもので、市の責めによるもの	○	
	業務遂行方法を変更したことに起因するもの		○
	既存の施設及び設備の機能性能不足に関するもの	○	
発注者への業務移管時	本件施設で業務引継ぎ前の施設管理不備・整備不良によるもの(受注者の施設管理不備によるもの)		○

別表1-2 性能・機能に関するリスク・責任負担

リスクの種類	内 容	負担区分	
		発注者	受注者
水量・水質	原水の確保	○	
	水質の確保		○
設備性能	受注者の運転・維持管理に起因する設備機能の低下		○
	通常の経年劣化など受注者の運転・維持管理に起因しない設備機能の低下	○	

別表1-3 経費に関するリスク・責任負担

リスクの種類	内 容	負担区分	
		発注者	受注者
運転監視	本件施設の運転・監視に関する人件費及び消耗品類の管理、調達費		○
巡回点検	本件施設の巡回点検に関する人件費及び車両、工具、消耗品の費用		○
水質分析	本件施設の運転管理上で必要な水質分析及び試薬、その他消耗品類の調達費用		○
	水道法20条検査機関に委託して行う水質検査費用(水道)	○	
	流域下水道関連施設の水質検査		○
調達管理	受注者が必要とする通信及び燃料の調達費及び事務管理費用		○
	本件施設の薬品類の調達費及び事務管理費用		○
	本件施設のその他消耗品、備品の調達費及び事務管理費用		○
貸与品、支給品管理	発注者が受注者に貸与または支給する物品の管理		○
保安管理	本件施設の保安管理に関する人件費及び車両費、工具費及び消耗品の管理、調達費用		○
	本件施設の機械警備に係る委託料及び管理費用		○
保守点検	本件施設の保守点検に関する人件費及び車両費、工具費及び消耗品の管理・調達費用		○
	電気事業法第39条第1項に基づく法定点検費用(みなし設置者)		○
	消防法第17条の3の3の規定に基づく点検費用		○
	本件施設内浄化槽の浄化槽法に基づく維持管理及び保守点検		○

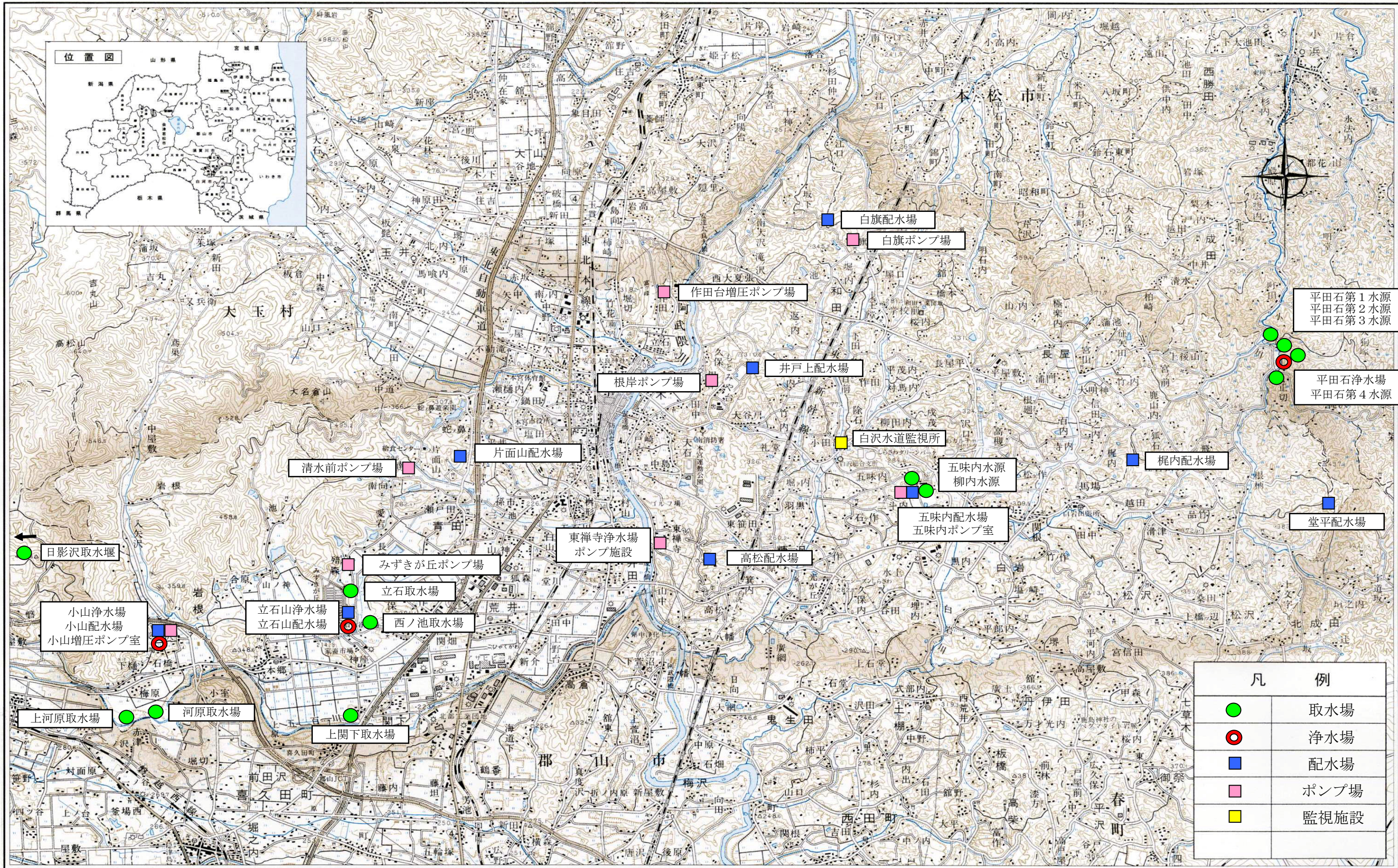
修繕	本件施設の修繕に関する費用(計画修繕、契約範囲以内の突発修繕)		○
	本件施設の修繕に関する費用(契約範囲を超える突発修繕)	○	
	受注者の責めによる契約終了時の機能回復に係る費用		○
	本件施設の改築・更新など上記以外の費用	○	
衛生管理	本件施設の水槽類の点検・清掃に関する人件費、機材、資材及び消耗品の管理・調達費		○
	本件施設の床、建物等の清掃に関する人件費、機材、資材及び消耗品の管理・調達費		○
植栽管理	本件施設の剪定、除草等に関する人件費及び機材、資材及び消耗品の管理・調達費・処分費		○
廃棄物処理	浄水処理(水道)に伴い発生する廃棄物処理(収集・運搬、処分)に関する契約手続き	○	
	上記の廃棄物処理に関する費用	○	
	受注者の事業活動に伴い発生する廃棄物処理(収集・運搬、処分)に関する契約手続き、費用		○
安全衛生業務	受注者の従事者に対する健康診断		○
施設運営	事務機器、事務用品、福利厚生費等、受注者が運営上必要とする事務及び運営費用		○
業務準備	業務準備期間に発注者が受注者に行う業務引継ぎに係る自らの費用	○	
	業務準備期間に受注者が前受注者から行う業務引き継ぎに係る自らの費用		○
契約終了時の引継ぎ	発注者の責めに帰する事由による契約終了時の引継ぎに係る費用	○	
	上記以外による契約終了時の引継ぎに係る自らの費用		○

別表1-4 緊急事態に関するリスク・責任負担

リスクの種類	内 容	負担区分	
		発注者	受注者
震度5弱以上の地震	対応の判断・措置、本格復旧	○	
	発注者の指示による初期対応の実施		○
震度4以下の地震	施設倒壊被害等が無い場合の対応、措置、発注者への連絡		○
	施設倒壊被害等有る場合の対応の判断・措置、本格復旧	○	
	施設倒壊被害等有る場合の発注者の指示による初期対応の実施		○
大雨洪水・暴風・大雪警報の発令	緊急出動による発注者待機	○	
	緊急出動による受注者待機		○
	対応の判断・措置、本格復旧	○	
	発注者の指示による初期対応の実施		○
大雨洪水・強風・大雪注意報の発令	状況監視、運転操作による対応、措置、発注者への連絡		○
大雨以外の異常増水	運転操作による対応、措置、発注者への連絡		○

原水水質の異常(水質基準を超える恐れがあるとき)	初期対応、発注者への連絡		○
	取水停止の判断、原因調査、措置	○	
	発注者の指示による取水停止の実施		○
	取水停止の解除	○	
	発注者の指示による通常処理運転への復旧操作の実施		○
浄水水質の異常(要求水準を超える恐れがあるとき)	初期対応、発注者への連絡		○
	給水停止の判断、原因調査、措置	○	
	発注者の指示による給水停止操作の実施		○
	給水停止の解除	○	
	発注者の指示による通常処理運転への復旧操作の実施		○
	受注者の業務に起因する需要家への損害保証(人的被害物損)		○
停電(1時間以上)	初期対応、発注者及び関係機関への連絡		○
	対応判断・措置	○	
	発注者の指示による対応		○
	自家用発電機の運転、負荷切り替え操作		○
	復電時の通常状態復旧操作		○
停電(瞬時停電)	運転操作による対応、措置		○
火災・大雪等の自然災害	初期対応、発注者及び関係機関への連絡		○
	対応判断・措置	○	
	発注者の指示による対応		○
	受注者の責めに帰するときの復旧		○
	上記以外の復旧	○	
設備破損事故	初期対応、発注者への連絡		○
	受注者の業務に起因する設備故障に関する機能回復措置		○
	上記以外の設備故障に関する機能回復措置	○	
労働災害(第三者労災を含む)	初期対応、発注者及び関係機関への連絡、原因調査		○
	対応判断・措置		○
その他の緊急・非常時の対応	初期対応、発注者及び関係機関への連絡		○
	対応判断・措置	○	
	発注者の指示による対応		○
	受注者の責めに帰するときの復旧		○
	上記以外の復旧	○	

# 別紙2 水道施設位置図



福島県本宮市

株式会社 写 測 調製

平成19年1月

1 : 50,000

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 1/50,000 地形図を複製したものです。(承認番号平18東複製196号)」

# 別紙3 下水道施設位置図

